

## 秋田市LINE公式アカウント情報配信システム導入・運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、本市が子育て世帯や結婚を希望する若い世代が必要なサービスやイベント開催等の情報を受ける機会を増やし、子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るとともに結婚支援に関する情報発信の強化を目的として、LINE公式アカウント情報配信システムを導入・運用するにあたり、事業者選定をプロポーザル(企画提案)方式により審査するため、応募者の募集、提出書類の審査の手續等について必要な事項を定めるものである。

### 2 本業務の概要

#### (1) 業務名称

秋田市LINE公式アカウント情報配信システム導入・運用業務

#### (2) 業務内容

別添の「秋田市LINE公式アカウント情報配信システム導入・運用業務仕様書」のとおり

#### (3) 期間

##### ア システム導入業務

契約の締結の日から令和5年3月31日まで

##### イ システム運用業務

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで(6か月)

※運用期間は一年度を単位として毎年度更新できるものとし、最初の運用年度を含め原則5か年度(令和8年度)までとする。

#### (4) 提案の上限額

##### ア システム導入費用(委託料)

上限額は、748,000円(消費税および地方消費税を含む。ただし、消費税および地方消費税の額は、100分の10に相当する額とする。)。システム導入業務(委託料)は、令和4年度において、業務完了確認後に支払うこととする。

##### イ システム運用費用(使用料及び賃借料)

上限額は、月額121,000円(消費税および地方消費税を含む。ただし、消費税および地方消費税の額は、100分の10に相当する額とする。)

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 日本国内に本社、本店、本部又はこれらに類する機能を有すること。
- (2) 市税に未納がないこと。
- (3) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- (5) 参加表明書および企画提案書の提出期限において、本市から指名停止又は入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) LINE株式会社の認定パートナーのうち、「LINE Technology Partner」に認定されていること。

#### 4 スケジュール

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 公募開始        | 4月20日 (水) |
| (2) 質問書受付期限     | 5月6日 (金)  |
| (3) 質問書に対する回答期限 | 5月11日 (水) |
| (4) 参加表明書提出期限   | 5月13日 (金) |
| (5) 企画提案提出者の決定  | 5月16日 (月) |
| (6) 企画提案書の提出期限  | 5月25日 (水) |
| (7) プレゼンテーション   | 5月30日 (月) |
| (8) 審査結果の通知     | 5月31日 (火) |

#### 5 企画提案の参加表明

参加表明者は、次に定める書類を提出するものとする。

なお、書類の提出をもって企画提案書等の提出を求めるものではない。

##### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社（法人）概要調書（様式2）

ウ 登記事項証明書（現在事項証明書）の写し（本プロポーザル公募開始日以降に発行したものに限り。）

エ 納税証明書（完納証明書（市税に未納がないことの証明書））（直近の事業年度までのもの）の写し

オ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）

カ 「LINE Technology Partner」に認定されていることを証明する書類

##### (2) 提出期限

令和4年5月13日（金）午後5時まで

##### (3) 提出方法

子ども総務課メールボックス（ro-chbs@city.akita.lg.jp）に送付すること。

##### (4) 参加辞退

参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、令和4年5月20日（金）までに秋田市子ども未来部子ども総務課へ辞退届（様式任意）を提出すること。

#### 6 不明な点がある場合の質問書の提出および回答

質問書の提出は、電子メール（着信を確認すること。）によるものとする。

##### (1) 提出様式 質問書（様式4）

##### (2) 提出先 子ども総務課メールボックス （ro-chbs@city.akita.lg.jp）

##### (3) 提出期限 令和4年5月6日（金）午後5時

- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、5月11日(水)までに質問者に対して電子メールにより行うほか、秋田市子ども未来部子ども総務課ホームページに掲載する。

## 7 企画提案提出者の決定

本業務に関する企画提案書を提出することができる者は、参加表明時に提出された書類に基づき審査し、決定する。また、審査の結果は書面により通知する。

## 8 企画提案書等の提出

企画提案提出者の通知を受けた者は、企画提案書等を次により提出することとする。なお、提案は1者1案に限り、提出された書類は返却しない。また、提案にかかる費用については、提案者の負担とする。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書表紙(様式5)

イ 企画提案(任意様式。ただし、A4判両面使用で10枚以内とする。)

企画提案内容は、別紙評価基準表の評価項目に沿って作成すること。ただし、事業目的を達成するため、仕様書の機能のほかに新たな提案を行うことを妨げない。なお、その場合の提案は、業務見積書の範囲内で行うものとする。

ウ 業務見積書(様式自由。ただし、A4版1枚とし、導入費用と運用費用それぞれ見積もること。また、内訳がわかるように記載し、金額は税込みで総額を記載すること。)

### (2) 提出部数

ア 正本(ア、ウには社名、代表者印入りの紙原本) 1部

イ 副本(社名等は記載せず「当社」等の記載とする紙原本) 9部

ウ PDFデータ(CD-R) 1枚

### (3) 提出期限 令和4年5月25日(水)午後5時まで

※持参による提出の場合は、平日午前9時から午後5時までの間とする。

### (4) 提出先 〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市子ども未来部子ども総務課

### (5) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便で、上記期限必着。)

## 9 企画提案のプレゼンテーションおよびヒアリング

次により企画提案内容についてプレゼンテーションおよびヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)を行う。

### (1) 日時

令和4年5月30日(月)を予定しており、詳細については後日連絡する。

### (2) 場所

秋田市役所(詳細は企画提案書を提出した者に後日通知する。)

### (3) 審査委員

秋田市LINE公式アカウント情報配信システム導入・運用業務に関する公募型プロポーザル審査委員会設置要綱第3条に規定する者

- (4) 参加方法  
本市が準備するオンライン会議システム
- (5) 説明者  
2名以内とする。
- (6) プレゼンテーション等の時間  
説明は15分程度、質疑応答として10分程度とする。
- (7) 説明資料  
提出した企画提案書のほか、デモ画面を使用した説明も可能とする。

#### 10 企画提案書の選定

- (1) 審査会における審査により、本業務について最適者を選定する。
- (2) 審査における評価項目および点数は、別紙「評価基準表」のとおりとする。ただし、合計が同点の場合は各項目ごとに比較し、①機能要件、②基本要件の順で、高い者を上位とする。①機能要件、②基本要件とも同点の場合は、審査委員の協議により上位を選定する。
- (3) 選定結果の通知および公表  
選定した企画提案書の提出者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、書面により評価順位を通知する。また、各提案者（選定されなかった者についてはその名称を除く。）に関し、(2)の評価項目ごとの評価点数を公表する。

#### 11 契約の締結

10の企画提案書の選定により選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価点数が次点候補者と契約締結の交渉を行う。

なお、次の事項に該当するときは、その者の提案を無効とし、次点候補者と交渉を行う。

- (1) 企画提案した内容に虚偽がある場合
- (2) 他の参加者に対して不当な行為をしたと認められる場合
- (3) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

#### 12 留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出およびプレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類および提案内容は、審査以外に使用しない。
- (4) 提出後の提出書類の変更・修正・追加もしくは再提出は認めない。
- (5) 提出書類の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出するものとする。
- (6) 審査結果に対する異議は受け付けない。
- (7) 提出された企画提案書等は、秋田市情報公開条例の規定に基づく開示請求があった場合、開示の対象文書となる。

13 問合せ先

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市子ども未来部子ども総務課

担当者 総務担当 野口

TEL : 018-888-5687 e-mail : ro-chbs@city.akita.lg.jp